

令和5年度  
第3回  
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和5年8月10日 午後5時00分～  
開催場所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

## 会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金専門部会の審議結果報告について
- 2 宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について
- 4 その他

1 宮崎県最低賃金専門部会の審議結果報告について

2 宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）

### 3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について

### 4 その他

令和5年8月10日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会  
部会長 森部 陽一郎

### 宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の宮崎県最低賃金（時間額821円）は令和3年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう当専門部会として全会一致で下記のとおり付帯決議する。

### 記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。

- 2 原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。

## 宮崎県最低賃金

- 1 適用する地域  
宮崎県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 6 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の宮崎県内人口  
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,341 円）

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$821 \text{ 円（宮崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 116,435 \text{ 円}$$

令和 5 年 7 月 12 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。



宮崎地賃審発第5号  
令和5年8月10日

宮崎労働局長

坂根 登 殿

宮崎地方最低賃金審議会

会長 橋口 剛和

宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付け宮崎労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の宮崎県最低賃金（時間額821円）は令和3年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議する。

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 6 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 3 年年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,341 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

821 円（宮崎県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）

× 0.816（可処分所得の総所得に対する比率） = 116,435 円

令和 5 年 7 月 12 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目案に関する小委員会の資料

2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

## 付帯決議

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、円安や資源高を背景とした原材料費等の高騰に加えて、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないなどによる先行きへの不安、懸念が高まる状況の中で、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めるよう当専門部会として全会一致で下記のとおり付帯決議する。

## 記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の確保・維持に資するものとするため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、要件を緩和する等、さらなる強化を図ること。
- 2 原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 最低賃金引上げに伴い、社会保険制度の扶養から外れる等による手取り額の減少を避けるために勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」が、人手不足問題を深刻にしていることから、制度改正を含めた抜本的な対策を早急に検討すること。